

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

- (1)当社は、当社グループが企業理念の実践を通して持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方とその枠組み並びに取組方針をまとめた「コーポレートガバナンス基本方針」を制定し、当社ホームページにて公開しています。
- (2)当社は、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うため、以下の基本的な考え方に沿ってコーポレートガバナンスの充実に向けて継続的な取り組みを行なっています。
- 株主の権利・平等性を確保する
 - 株主以外のさまざまなステークホルダーと適切に協働する
 - 法令に基づく開示情報やそれ以外の企業情報の提供について適切に行い、透明性を確保する
 - 監査役会設置会社として、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、取締役会が重要な業務執行の決定と業務執行者(業務執行取締役・執行役員)に対する監督機能の実効性を確保する
 - 当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主との間で建設的な対話を行う

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則4-2】 経営陣の報酬額の決定

取締役の具体的な報酬額の決定は、取締役会の決議により代表取締役に一任されており、また、執行役員の具体的な報酬額は、社内規則に従い代表取締役の決裁により決定されています。

しかし、取締役及び執行役員の報酬等(金銭報酬、株式関連報酬、住居・出張等の取扱い)の内容に係る決定に関する方針や取締役の個人別の報酬等の内容については、独立社外取締役が委員長を務める指名・報酬諮問委員会にて審議し、その結果を取締役に答申することとしており、また、指名・報酬諮問委員会のメンバーは社外取締役が半数を占める取締役会のメンバーが全員就任し、全会一致で決議することから、手続きの透明性、客観性が確保され、取締役会で決定するのと同等の機能が確保されています。

【原則4-8】 独立社外取締役の有効な活用

独立社外取締役だった橋本孝久氏が2019年9月27日付で代表取締役会長に就任したことにより、社外取締役2名、その内、独立社外取締役は1名となっています。但し、独立役員としては社外監査役2名を含めた3名であり、経営陣から独立した立場からの助言機能・監督機能は確保されています。尚、2020年3月26日付けで発足した経営新執行体制において、2020年度の定時株主総会以降の執行体制の検討を行っています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4】 いわゆる政策保有株式

当社は、政策保有株式に関して、以下の方針を定めております。尚、当社は、現在上場会社の株式を保有していません。

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、事業戦略上の重要性、取引先との事業上の関係等を総合的に勘案し、必要と判断する企業の株式のみを保有します。

当社が上場会社の株式を政策保有している場合、毎年、取締役会で個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証するとともに、検証の内容を開示します。

当社は、政策保有株式の議決権行使については、当社の企業価値の向上に資することを前提に、株主総会議案が投資先企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するものであるかを総合的に判断し、適切に議決権を行使します。

当社は、政策保有株主から当社株式の売却等の意向を受けた場合は、当該政策保有株主の意向に沿うこととします。

当社は、政策保有株主との取引に当たっては、他の取引先と同様に取引の経済合理性を十分に検証した上で、当社や株主共同の利益を害するような取引は行いません。

【原則1-7】 関連当事者間の取引を行う場合の、取引手続きの枠組み

当社は、取締役が利益相反取引を行う場合は、会社法及び取締役会規則に従い、決議・報告を行います。

また、主要株主との取引を行う場合には、事前にその規模や重要性に応じて、関係部門の審査を経たうえで決裁を行うこととし、特に重要な契約については取締役会の承認を受けて実施し、その結果を取締役に報告します。

【原則2-6】 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社は、企業年金の積立金の運用に関して、運用の目的等を記載した基本方針を定め、当該基本方針に整合的な運用指針を作成して金融商品取引業者に交付します。

当社は、企業年金の運用に関し、知識または経験等から運用管理に適切と判断される者に当該事務に従事させ、また、必要に応じて当該従事者を研修等に派遣等を行い、専門知識の向上を図ります。

当社は、運用の基本方針や運用指針の検討に際しては、運用コンサルタントを活用し、専門性・信頼性並びに利益相反の観点において、継続的かつ適切に対応し得る様体制を整備します。

【原則3-1】 情報開示の充実

() 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、当社の企業理念を当社ホームページにて公開しており、また、中期事業計画や年次経営計画及び経営戦略等の計画の概要は、株主・機関投資家への対話を通じて説明しています。

事業計画等の進捗状況は定期的に把握・分析し、その内容については取締役会にて定期的に達成度を分析・評価し、次期以降の計画に反映

させるとともに、決算説明会や株主総会等を通じて株主・機関投資家に対し分かり易い説明を行うよう努めています。

()本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、当社グループが企業理念の実践を通して持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方とその枠組み並びに取組方針をまとめた「コーポレートガバナンス基本方針」を制定し、当社ホームページにて公開しています。また、当社は、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等のステークホルダーの立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うため、以下の基本的な考え方に沿ってコーポレートガバナンスの充実に向けて継続的な取り組みを行なっています。

株主の権利・平等性を確保する

株主以外のさまざまなステークホルダーと適切に協働する

法令に基づく開示情報やそれ以外の企業情報の提供について適切に行い、透明性を確保する

監査役会設置会社として、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、取締役会が重要な業務執行の決定と業務執行者(業務執行取締役・執行役員)に対する監督機能の実効性を確保する

当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主との間で建設的な対話を行う

()取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めるため、社外取締役を除く取締役及び執行役員の報酬には、業績連動報酬分を設け、会社業績・個人業績の結果が反映される体系とし、社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から定額としています。

社外取締役を除く(取締役の個別報酬は、指名・報酬諮問委員会において事業年度・半期毎の業績評価等に基づき審議し、取締役会に答申します。

社外取締役の個別報酬は、指名・報酬諮問委員会において、人材獲得の困難さ、時間的拘束、委員会等の参加状況等に基づき審議し、取締役会に答申します。

執行役員の個人別の報酬等(金銭報酬、株式関連報酬等)の内容に係る決定に関する方針は、指名・報酬諮問委員会での審議を経て決定します。

()取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き

執行役員の選任に当たっては、指名・報酬諮問委員会にて適切性を審議し、人格並びに見識ともに優れ、執行役員の職責を全うすることが出来ると判断した者を取締役会に推薦します。また、業務成果の発揮状況や誠実かつ忠実な職務遂行面、健康の面等の観点から、執行役員としての職務を全うすることに問題が生じる場合には、指名・報酬諮問委員会にて解任の可否について審議し、その結果を取締役に答申します。

執行役員の選任の概況は当社ホームページで開示する。

()取締役会が上記()を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役・監査役候補者の個々の選任理由については株主総会招集通知(当社ホームページに掲載)に記載しており、また、執行役員の選任の概況は当社ホームページにて開示しています。

【補充原則4-1】経営陣に対する委任の範囲の概要

取締役会で決議を行わない業務執行に関する事項は、代表取締役及び取締役会にて選任された執行役員に委任されており、各執行役員は代表取締役の監督下で、担当する領域において、業務を執行しています。尚、執行役員の選任の概況や管掌範囲等については当社ホームページで開示しています。

【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準

当社は、会社法に定める社外取締役の要件を満たして社外取締役として選任された者の中から、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者(具体的には次の要件に該当しない者)を、独立社外取締役として選定しています。

- a. 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- b. 当社の主要な取引先又はその業務執行者
- c. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
- d. 最近において上記のa.、b. 又はc. の何れかに該当していた者
- e. 次の()から()までの何れかに掲げる者の2親等内の親族
 - ()上記a. からd. までに掲げる者
 - ()当社の子会社の業務執行者
 - ()当社の子会社の業務執行者でない取締役
 - ()最近において()～()又は当社の業務執行者に該当していた者

【補充原則4-11】取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方

取締役会は、その役割・責務を果たすための知識・経験・能力をバランスよく備え、多様性(ジェンダーや国際性の面を含む)と適正規模を両立させる形で構成することを指向します。

また、企業経営者や学識経験者、国際的な知見や経験を有する者等、各方面での豊富な経験及び見識を有する者による意見を当社の経営方針に適切に反映させるため、独立社外取締役を複数名選任します。

【補充原則4-11】取締役・監査役の上場会社の兼任状況

当社取締役・監査役は、自身の受託者責任を踏まえ、当社以外の上場会社の役員(取締役・監査役)を兼務する場合は、合理的な範囲にとどめるよう努めています。なお、取締役・監査役の重要な兼職の状況は事業報告や株主総会参考書類等により開示しています。

【補充原則4-11】取締役会全体の実効性の分析・評価結果の概要

当社取締役会は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため「コーポレートガバナンス方針」を定め、コーポレートガバナンスの充実に向けて継続的な取り組みを行なっており、2019年6月に、2018年度の実効性について、分析・評価を行いました。

評価に当たっては、全ての取締役及び監査役に対して取締役会事務局が作成したアンケートを実施し、その結果を参考に取締役会にて審議を行いました。

その結果、「当社取締役会の実効性は概ね確保されているものの、一部に改善を要する事項があり、確実に取り組む必要がある。」との評価及び指摘を受けました。以下、その概略です。

高く評価された事項

取締役の半数以上を社外取締役で構成し、また、監査役の半数を社外監査役が占めており、取締役会では自由闊達な議論が出来る雰囲気の中で実質的な議論が活発に行われています。

また、社外取締役に対する取締役会議案の事前説明の励行や、取締役会における重要議案の決議に先立つ構想段階での報告・審議の実施や非公式会議による意見交換等を通して、取締役会での議論の深化を図っています。

更に、株主の資本政策や利益相反取引に関する確認・議論と適正な手続きの確保に努めています。

更に、コーポレートガバナンスに関する取り組み状況の確認を通して、実効性の定期的な確認を行うことや、執行役員の選解任や後継者育成計画を含めた、経営陣幹部の人事に関する議論を更に深める必要があるとの、具体的な指摘を受けました。

その他、要望事項として、取締役会の効率的運営や役員間コミュニケーションの更なる向上に向けた継続的な取り組みについてもコメントがありました。

当社は、今回の評価結果を踏まえ、指摘事項の改善、提言事項の具体化を進めるとともに、引き続き取締役会の実効性の更なる向上を図ってまいります。

【補充原則4-14】取締役・監査役に対するトレーニングの方針

当社は、取締役・監査役の役割・責務を適切に果たすため、社外役員等、外部からの役員就任者に対しては、その就任に際して、当社の事業・財務・組織を含めた概況に関する情報の提供を行っています。また、社内から新たに就任する役員に対しては、取締役・監査役の役割・責務、法令、ガバナンス、ファイナンス関連の解説を行っています。

更に、取締役・監査役全員に対して、適宜、事業所視察や新技術・製品の紹介、社外専門家による講演、社外研修機関への派遣等を行っています。

【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針

当社は、情報開示を重要な経営責任の一つであると認識しており、株主・投資家、顧客、取引先、地域社会等、全てのステークホルダーとの信頼関係の構築・発展及び責任ある経営を行うため、公正性・透明性の高い広報・IR活動を積極的に行っています。また、上場企業として、特に株主・投資家の皆さまの投資判断上重要な会社情報を分かり易く、迅速、正確かつ公平に開示するとともに、当社をより良くご理解いただき適正にご評価いただくための活動を推進しています。

当社は「情報開示方針(ディスクロージャーポリシー)」を定め当社ホームページに開示しており、上場企業として、投資判断上重要な会社情報を分かり易く、迅速、正確かつ公平に開示するとともに、株主・機関投資家に当社をより理解頂き適正に評価頂けるよう努めています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社INCJ	214,000,000	25.29
ゴールドマンサックスインターナショナル	57,366,500	6.78
日亜化学工業株式会社	34,965,000	4.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	11,813,200	1.40
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	11,717,400	1.38
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	10,920,400	1.29
ソニー株式会社	10,700,000	1.26
エムエルアイ フォークライアントジェネラル オムニノンコラテラルノントリーティービービー	9,871,500	1.17
羽田タートルサービス株式会社	9,627,000	1.14
内海章雄	9,432,700	1.11

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明更新

・基準日は2020年1月16日です。

・2020年3月26日に実施された第三者割当の方法による優先株式の発行により、Ichigo Trustが当社の議決権の44.26%を保有する主要株主である筆頭株主に該当することになりました。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長 更新	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
東伸之	他の会社の出身者							○				
栗田良輔	他の会社の出身者											○

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
東伸之		——	証券会社や投資会社において投資事業や経営リスク管理に関する豊富な経験を有し、投資先企業への経営サポートを通じた高度な経営的見識を有しております。2017年6月～2018年6月に当社の社外取締役として経営監督の任に当たっており、取締役会において経営への助言や業務執行に対する適切な監督をいただくことにより、当社取締役会の更なる機能強化が期待されるため、社外取締役として選任しました。

栗田良輔	○	——	電子ディスプレイ、電子部品、先端ナノテクノロジーの各分野で、グローバルの販売・マーケティングや企業経営に携わっており、豊富な経営経験と多くの実績を有しております。取締役会において、グローバルなビジネス視点から、経営への助言や業務執行に対する適切な監督をいただくことにより、当社取締役会の更なる機能強化が期待されるため、2019年6月から社外取締役として選任しています。
------	---	----	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性	更新
-----------------------------	----

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	4	0	2	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	4	0	2	2	0	0	社外取締役

補足説明

1つの任意の委員会において、指名委員会と報酬委員会の双方の機能を担っています。
指名・報酬諮問委員会は、取締役会の諮問に応じて、また、次の事項において審議し、取締役会に対して答申を行ないます。
1. 取締役及び執行役員の人事に関する事項(取締役会の構成に関する事項や最高経営責任者の後継プランに 関する事項を含む)
2. 取締役及び執行役員の報酬に関する事項(金銭報酬、株式関連報酬や住居、出張等の取扱い方針に関する 事項を含む)

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	員数の上限を定めていない
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社及び監査役会は、適正な監査を可能とする十分な監査時間を確保するとともに、会計監査人が代表取締役及び執行役員とのコミュニケーションを確保出来るように努めています。また、監査役、会計監査人、内部監査部門は問題意識を共有し、緊密に連携して夫々の監査を実施する他、当該監査の状況について社外取締役を含めて情報共有を図るなど、社外取締役との連携の場についても確保するよう努めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
江藤洋一	弁護士													○
川嶋俊昭	公認会計士													○

会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者

- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
江藤洋一	○	――	直接企業経営に関与されたことはありませんが、永年に亘る弁護士としての幅広い経験と実績から、専門的な知識、高い見識を有しており、弁護士会の要職を歴任し組織団体の運営面でも豊富な経験を有しております。客観的に適切な監査を行うことが期待されるため、社外監査役に選任しており、また、同氏には、専門的かつ客観的な視点に基づき、独立した立場で取締役の職務執行を監査いただいていることから、独立役員に指定しております。 なお、同氏は当社が株式を上場する金融商品取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる各項目には該当しておりません。
川嶋俊昭	○	――	永年に亘る公認会計士及び金融機関における財務面での業務執行に係る幅広い経験と実績から、専門的な知識、高い見識を有しており、客観的に適切な監査を行うことが期待されるため、社外監査役に選任しており、また、同氏には、専門的かつ客観的な視点に基づき、独立した立場で取締役の職務執行を監査いただいていることから、独立役員に指定しております。 なお、同氏は当社が株式を上場する金融商品取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる各項目には該当しておりません。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	3 名
------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

当社が株式を上場する金融商品取引所が定める独立役員の要件を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。
独立社外取締役の独立性判断基準は以下の通りです。
【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準
当社は、会社法に定める社外取締役の要件を満たして社外取締役として選任された者の中から、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者(具体的には次の要件に該当しない者)を、独立社外取締役として選定しています。
a. 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
b. 当社の主要な取引先又はその業務執行者
c. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
d. 最近において上記のa.、b.又はc.の何れかに該当していた者
e. 次の()から()までの何れかに掲げる者の2親等内の親族
() 上記a. からd. までに掲げる者
() 当社の子会社の業務執行者
() 当社の子会社の業務執行者でない取締役
() 最近において()～()又は当社の業務執行者に該当していた者

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めるため、原則として、業務執行取締役の報酬には業績連動報酬分を設けており、会社業績の結果が反映される体系となっています。

また、業績向上に対する意欲と意識を一層高めることにより企業価値の向上を図ることを目的としたストックオプションとしての新株予約権を2017年7月まで社外取締役ではない取締役に発行していました。(現在は発行していません)

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

2017年8月以降、新株予約権は付与していません。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

事業報告では、社内取締役、社外取締役、社内監査役及び社外監査役の別に報酬総額を開示し、また、有価証券報告書では、社内取締役、社内監査役及び社外役員の別に報酬の種類別総額を開示しています。

事業報告(招集通知内)及び有価証券報告書は、当社ホームページに掲載しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めるため、社外取締役を除く取締役の報酬には業績連動報酬分を設け、会社業績・個人業績の結果が反映される体系とし、社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から定額とする。

社外取締役を除く(取締役の個別報酬は、指名・報酬諮問委員会において事業年度・半期毎の業績評価等に基づき審議し、取締役会に答申する。

社外取締役の個別報酬は、指名・報酬諮問委員会において、人材獲得の困難さ、時間的拘束、委員会等の参加状況等に基づき審議し、取締役会に答申する

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役がその役割・責務を果たすために、必要な情報の収集や関係部門との連絡・調整等については、取締役会事務局である法務部がこれに当たっています。社外監査役がその役割・責務を果たすために、必要な情報収集を行う場合には、常勤監査役と法務部とが連携を密にして対応しています。

法務部は、独立社外取締役の要請に応じて、独立社外取締役間の独立した客観的な立場に基づく情報交換、認識共有の場を確保し、また、取締役・執行役員との連絡・調整や監査役又は監査役会との連携に係る体制整備についてサポートしています。

当社は、取締役会、監査役がその職務の遂行に必要な費用が発生する場合は速やかにこれに応じています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、取締役会において、経営の重要な意思決定及び業務執行の監督を行うとともに、監査役会設置会社として、取締役会から独立した監査役及び監査役会により、業務執行状況等の監査を実施しています。また、業務執行に係る迅速な意思決定を図るため、執行役員制度を採用するとともに、当社における重要な業務執行に関する機関(諮問機関・決定機関)を必要に応じて設置しています。更に、経営の透明性を確保するため、取締役会で決議される任意の委員会を設置し、取締役会から委任された事項について審議・決定を行います。現在、当社は執行役員や取締役の人事・報酬に関する諮問機関として社外取締役が半数以上を占める指名・報酬諮問機関を設置しています。

常勤監査役は、当社の業務執行に係る重要会議に出席し、また事業部門からのヒアリング等を通じて必要な情報を収集する等により、コーポレートガバナンスの実現状況を把握し、監査役会にて社外監査役と情報を共有することにより、実効性の高い監査役会を維持しています。

当社と各取締役(業務執行取締役等であるものを除く)及び各監査役は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約により、各取締役(業務執行取締役等であるものを除く)及び各監査役が職務をなすにあたりその任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって当社に対する損害賠償責任を負うものとしています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は業務執行に係る迅速な意思決定を図るため、執行役員制度を採用しております。

また、経営における外部の視点を積極的に取り入れ、多面的に経営課題に対処するため、取締役5名中2名、監査役4名中2名の合計4名が社外役員であり、その内3名を独立役員として指定していることにより、独立・公正な立場から当社の業務執行を監督・監査する、透明性の高いガバナンス体制を構築できていると考えております。

その他、任意の委員会組織や社内の意思決定機関、監査機関等が有機的に機能することにより、経営環境の変化に柔軟に対応した、適切なガバナンス体制が維持されていると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より早いタイミングで発送するよう努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主様にご出席いただけるよう、集中日を回避して定時株主総会の開催日を設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使のしくみを導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英語版を当社ホームページ及び機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームへ掲載しております。
その他	当社ホームページに株主総会の招集通知及び決議通知の掲載をしております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は「情報開示方針(ディスクロージャーポリシー)」を定め、当社ホームページにて開示しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では開催予定はありませんが、アナリスト・機関投資家向け説明会のビデオストリーミングを当社ホームページで提供しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期ごとに決算説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な説明会は実施していませんが、個別取材対応等により説明を行っております。また、日本語で行われるアナリスト・機関投資家向け説明会のビデオストリーミングは、英語での吹き替えを行ったものを当社ホームページで提供しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに株主・投資家向けサイトを構築し、適時開示資料を速やかに掲載するとともに、投資判断に有益と思われる情報の分かりやすい開示に努めています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部門としてIR部を設置して株主・投資家向けの活動を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のためには、株主をはじめ全てのステークホルダーとの協働が必要であると認識しており、取組みの方針を「JDI倫理規範(JDI Ethics)」に定め、取締役会で決議し実施しています。

環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、地球環境の保全が人類共通の最重要課題の一つであることを認識し、中小型ディスプレイの製品及びサービスの提供を通じ、人と環境を大切に、社会とともに発展する企業を目指しております。 このため、当社グループは、「環境方針」を定め、環境負荷低減に寄与すべく、環境調和型製品・サービスの提供やエネルギー、水、廃棄物の削減、地球温暖化対策に向けた目標を定め積極的に取り組んでいます。 また、CSRに関するお客様要求や国際的ガイドへの対応、労働安全衛生・紛争鉱物調査などのCSR全般への取り組みを推進しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は「情報開示方針（ディスクロージャーポリシー）」を定め、当社ホームページにて開示しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 当社及び当社子会社(以下「当社グループ」という。)の取締役、執行役員及び使用人(以下、取締役、執行役員及び使用人を併せて「役職員」という。)の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンスの取り組みの基本事項を定めた規則を策定し、取締役、執行役員自らが率先して遵守するとともに、役職員に対して必要なコンプライアンスの教育・研修等を通じて継続的に周知しています。

当社は当社グループのコンプライアンスの推進を図るためにコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンス管掌執行役員を選任し、当社グループにおけるコンプライアンス体制を整備しています。

また、コンプライアンス管掌執行役員は、通報先として社内通報窓口と社外通報窓口から構成される内部通報制度を設け、法令違反その他コンプライアンス違反の予防、発見に努めています。

(2) 当社グループの企業活動に潜在するリスクへの対策を講じるための当社の取組み方針等を定めた規則を策定するとともに、事業計画の策定に当たっては当社グループにおける事業活動に影響を及ぼすリスクを低減させるための活動を盛り込んでいます。

当社各部署は、当社グループにおけるそれぞれの担当業務の領域に関し、リスク評価を行い、リスク評価の結果、その重要度に合わせ、関連規則の制定、教育の実施など、リスク低減の施策に取り組んでいます。

(3) 株主総会議事録、取締役会議事録、その他重要な意思決定に関する重要書類(電磁的情報を含む。)は、法令及び社内規則に従い、適切に保存管理を行うとともに、取締役及び監査役が必要に応じて随時閲覧できる環境を整備しています。

(4) 当社は、当社の執行役員等を子会社の役員として選任し、選任された役員は各子会社の業務執行の状況を把握するとともに、当社は、会議や個別の報告等を通じて各子会社における業務概況の報告を受け、当社グループ全体の経営の健全化を維持・向上するため、子会社に対し適正な助言や指導を行っています。

また、当社グループにおける経営上の重要事項は、当社にて制定した子会社を含む決裁権限等を定めた社内規則及び取締役会規則に基づき、当社の承認のもとに実施しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社グループにおける反社会的勢力排除に向けた基本方針として「反社会的勢力との関係遮断に関する基本方針」を取締役に決定するとともに、方針・基準等については「JDI 倫理規範(JDI Ethics)」及び「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」において定めており、役職員に対してその内容の周知徹底を図っています。反社会的勢力排除に向けた整備状況として、総務部を対応統括部署として、不当要求防止責任者の設置・管理体制の整備、外部専門機関の公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会との連携による反社会的勢力に関する情報収集・研修会への参加、新規取引先の属性チェック、反社会勢力対応マニュアルに基づく定期対応訓練の実施とともに、役職員に対して反社会勢力排除に関する定期教育・受入時教育を実施し、周知徹底を図っています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1)コーポレート・ガバナンス体制

当社は、取締役会において、経営の重要な意思決定及び業務執行の監督を行うとともに、監査役会設置会社として、取締役会から独立した監査役及び監査役会により、業務執行状況等の監査を実施しています。また、業務執行に係る迅速な意思決定を図るため、執行役員制度を採用するとともに、当社における重要な業務執行に関する機関(諮問機関・決定機関)を設置しています。更に、経営の透明性を確保するため、取締役会で決議される任意の委員会を設置し、取締役会から委任された事項について審議・決定を行っています。

(2)当社の適時開示手続き

決定事実に関する情報

IR部は取締役会、経営会議等重要会議の付議事項を予め入手したうえで、適時開示の対象となる重要事実の有無を確認し、該当があれば情報取扱責任者に報告するとともに、情報取扱責任者の指示の下、関連部署及び法務部と共同で開示資料を作成します。情報取扱責任者は当該事項を代表取締役様に報告し、当該事項の取締役会での決議もしくは代表取締役による承認の後、IR部に指示して開示を行います。

発生事実に関する情報

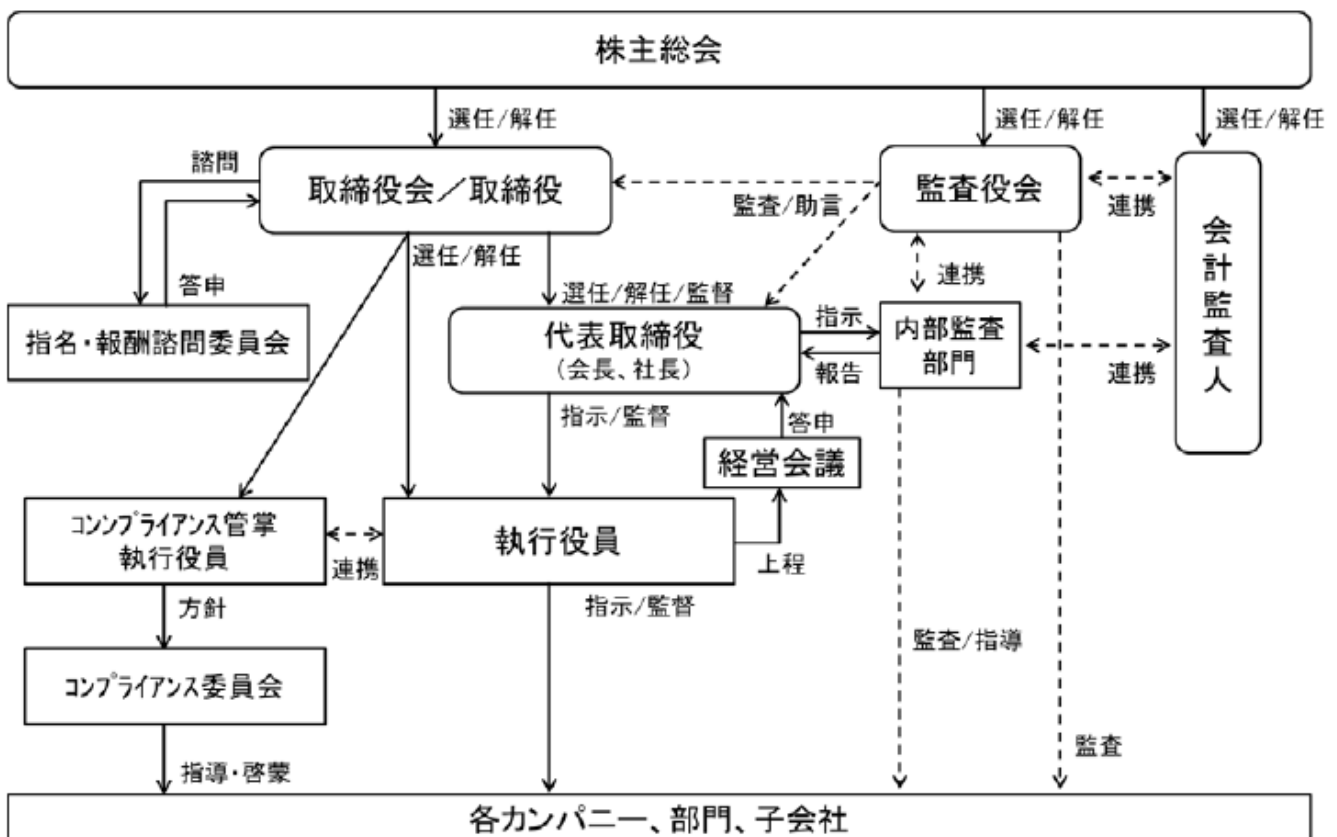
該当事実が発生した場合、発生事実の生じた部門はIR部へ報告し、IR部は情報取扱責任者に報告するとともに、情報取扱責任者の指示の下、情報発生部署及び法務部と共同で開示資料を作成します。情報取扱責任者は代表取締役に当該発生事実の報告を行い、承認を得た上で速やかに公表を行います。

また「インサイダー取引防止規則」を定め、適時開示前の情報の管理、不正取引の防止を徹底しております。

決算に関する情報

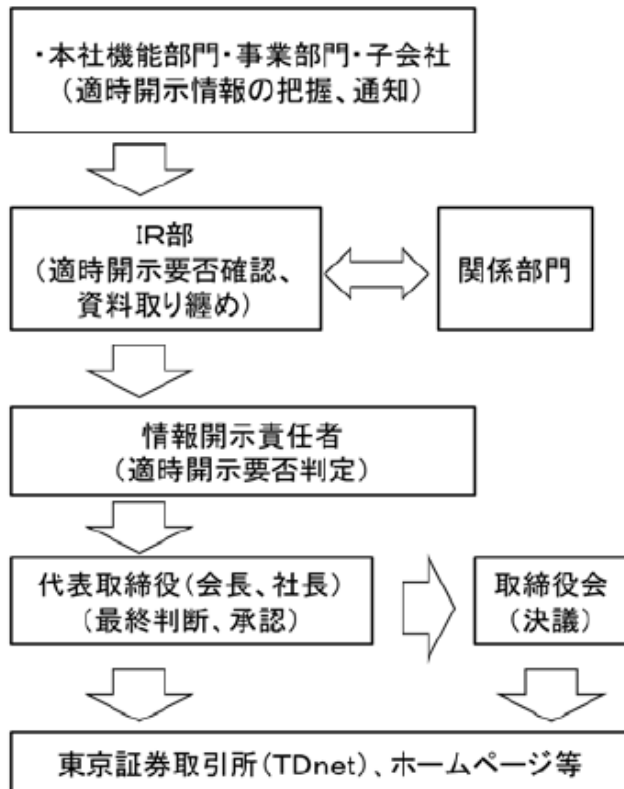
決算に関する情報については、経理部とIR部が関連部署から必要な情報を取得のうえ、共同で開示資料を作成します。決算情報は、取締役会での承認後、公表を行います。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】

【決定事実・発生事実】



【決算情報】

